

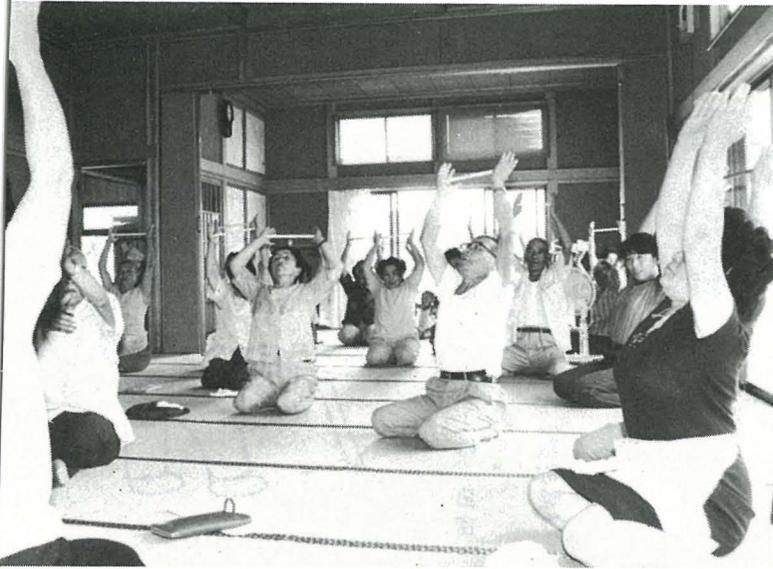
# 集落ぐるみ健康づくり運動

## モデル地区に台、西高野

最近、人口構造の急速な高齢化や、栄養摂取と運動量のアンバランスなどから、成人病による疾病者が増えて大きな問題となつていますが、当町でも例外ではありません。がんや循環器疾患などの成人病が急増している状況です。

これらの成人病を事前に防ぐため、町では集落ぐるみ健康づくり運動を推進しています。このモデル事業を通して、健康づくりに関する正しい知識の普及と保健事業への積極的な参加を全町民のみなさんに広めようというものです。

モデル地区は二地区、期間は二年で、昨年から台地区と西高野地区がモデル地区として、各種健診や保健行事に積極的な参加、活動を続けています。



▶ 腰痛体操 (台)



▶ 血圧教室 (西高野)



### 在宅老人

#### 短期入所事業

在宅老人短期入所事業とは、家庭でお年寄りの日常生活の介護をしている方が、病気や出産、冠婚葬祭等で一時的に介護することが困難になったとき、お年寄りを養護老人ホーム、又は特別養護老人ホームに一時的に預りする事業です。

##### 入所対象者

- 常時介護を要する65歳以上のねたきり老人
  - 常時介護を要する痴呆性老人
  - 虚弱老人
- ただし、次の方は対象になりません。
- ① 伝染性疾患を有し、他の入所者に伝染させるおそれのある方
  - ② 精神障害などで、他の入所者に危害又は著しい不利益を与える方
  - ③ 医療機関での治療を必要とする方

##### 入所期間

痴呆性老人は三十日以内、他

の老人は七日以内

##### 費用負担

養護老人ホームの場合

一日三、〇七〇円

(自己負担一、四二〇円、残額については国、県、町で負担) 特別養護老人ホームの場合 一日六、六〇〇円 (自己負担一、八三〇円、残額については養護老人ホームと同じ)

##### 入所申請に必要なものと手続

- ① 在宅老人短期入所申請書
- ② 在宅老人短期入所誓約書 (①②の用紙は役場住民福祉課にあります)
- ③ 診断書 (施設入所が可能である旨の記載がされている医師の作成した診断書)

上記①③までの書類をそろえて、入所三日前までに住民福祉課福祉係に申請してください。

なお、入所手続など、詳しいことは住民福祉課福祉係

☎ 12111 内線 154

④ 204-03 にお問い合わせください。

### あたたかい心ありがとう

入若連から社会福祉協議会に盆踊り時の収益金六、四八五円をご寄附いただきました。社会福祉事業発展のために役立たせていただきます。ありがとうございました。